

桐生市総合福祉センターの利用方法

1 会議室等の利用について

- (1) 受付先 桐生市新宿三丁目3番19号 ☎0277-43-0183
桐生市総合福祉センター事務室
- (2) 予約受付開始 6ヶ月前から受付ます。
- (3) 新規申込み 新規申込みの団体等については、活動内容の分かる資料を提出してください。

2 開館時間及び休館日について

- (1) 開館時間 : 月曜日から土曜日まで 午前9時から午後10時まで
日曜日 午前9時から午後5時まで
- (2) 休館日 : 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)

3 申請について

施設の利用については、利用予定日の7日前までにセンター事務室において「使用申請」の手続きをしてください。(休館日は除きます。)

【受付時間】 月曜日から金曜日まで 午前9時から午後9時まで
土・日曜日 午前9時から午後4時まで

4 会議室等使用料金について

使用料は1回ごととし、1回の使用時間は4時間までとします。

区分	会議室等	定員	使用料	備考
1階	101会議室	69	1,220円	連続使用可
	102会議室	36	590円	
	103会議室	36	610円	
2階	201会議室	36	640円	
	和室	8	100円	
	集会室	25	940円	机固定
	研修室	18	370円	
	多目的室	60	1,000円	フローリング
3階	301会議室	30	490円	
	302会議室	30	490円	連続使用可
	303会議室	30	490円	
	304会議室	36	660円	
	調理室	30	1,220円	調理用テーブル設置
4階	401会議室	36	610円	
	社会適応訓練室	30	610円	

・行事準備のために使用するときは、この表に定める使用料の2分の1の額をいただきます。

5 使用料の免除について

次に該当する団体の使用については、使用料を免除します。

- (1) 障害者及び当該団体並びに社会福祉関係団体等の使用
- (2) 市又は市教育委員会、教育機関その他市の公的機関の主催又は後援による行事の使用
- (3) 官公署、公共団体又は公共的団体の使用
- (4) 地域の交流を目的とする住民団体の使用

6 利用上の注意について

- (1) センターの車いすをご利用になりたい方は、センター事務室にお申し出ください。
- (2) センター内での政治活動、宗教活動、営利目的の活動等は行わないでください。
- (3) 所定の場所以外での火気の使用はしないでください。
- (4) 許可を得ず、所定の場所以外での飲食はしないでください。なお、飲酒はできません。
- (5) センター内では所定の場所以外喫煙できません。
- (6) センター内の設備は大切にご利用ください。
- (7) 許可を受けないで、施設内にポスター等の設置はしないでください。
- (8) 使用後は、照明及び空調機のスイッチを切り、戸締りをしてください。
- (9) 使用の際に出たゴミは、各自お持ち帰りください。
- (10) 騒音又は大声を発すなど、他の部屋等の利用に支障を及ぼすような使用はしないでください。
- (11) 動物を連行しないこと。ただし、身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)第2条に規定する身体障害者補助犬は、この限りではありません。
- (12) 火災等発生の際は、職員の指示に従ってください。
- (13) 病人やけが人がでたときは、直ちにセンター事務室にご連絡ください。
- (14) 閉館の15分後に駐車場は閉鎖されますので、ご注意ください。
- (15) その他センターの管理上、必要な事項については職員の指示に従ってください。